

## 新型コロナウイルス感染症対策 農業者向け資金一覧

R6.7.9現在

項目	日本政策金融公庫
資金名	農林漁業セーフティネット資金
貸付先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定農業者</li> <li>・ 主業農業者</li> <li>・ 認定新規就農者</li> <li>・ 集落営農組織</li> </ul>
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害（台風、冷害、干ばつ、土砂崩壊、地震、雪害等）の被害による経営再建資金</li> <li>・ 行政指導（BSEや鳥インフルエンザ等の発生に伴う畜産物の移動制限）による損失を受けた場合の経営維持安定資金。</li> <li>・ 社会的又は経済的環境の変化（新型コロナウイルス等）による経営状況悪化の場合の経営維持安定資金。</li> </ul>
金額	<p>① 簿記記帳を行っている場合 年間経費等の12/12以内又は粗収益の12/12のいずれか低い額</p> <p>② ①以外の場合 一般 1,200万円</p>
貸付期間	15年以内（据置3年以内）
貸付利率	0.65%～1.25% <b>ただし貸付当初5年間は無利子</b>
保証料	—
担保	実質無担保化